資料 ５

第Ⅱ期南島原市総合計画

後期基本計画策定方針

****

令和4年６月版

総務部財政課

**○南島原市総合計画策定方針**

**１ 第Ⅱ期南島原市総合計画後期基本計画策定にあたっての基本的な考え方**

**（１）第Ⅱ期後期計画策定の方向性**

**（２）総合計画と下位計画の考え方**

**２　庁内策定体制等**

**（１）庁議**

**（２）プロジェクトチーム**

**３ 総合計画審議会**

**４　市民の意識・意見等の把握**

**（１）市民アンケート調査の実施**

**（２）市民意見募集（パブリック・コメント）**

**５　各部署調書作成・ヒアリング実施**

**６　議会・全員協議会**

**７　総合計画策定支援業務委託**

**８　第Ⅱ期後期計画策定の事務スケジュール**

**１ 第Ⅱ期南島原市総合計画後期基本計画策定にあたっての基本的な考え方**

本市における計画的な行政運営を推進していくため、平成２９年度に第Ⅱ期南島原市総合計画【基本構想：Ｈ３０～R０９年度、前期基本計画：Ｈ３０～R０４年度】（以下「第Ⅱ期前期計画」という。）を策定したところであるが、社会情勢や市民ニーズの変化などを考慮し、計画策定から５年後の令和４年度に見直しを行うこととしている。

特に、人口減少著しい本市において、今後も持続的な行政運営を行うためには、地場産業の振興や定住・移住の促進等の人口減少対策に注力しつつ、少子高齢化が進行する人口減少社会の中にあっても持続可能な社会を構築し、次の世代へと地域社会を引き継がなければならない。

このため、南島原市総合計画策定条例第４条の規定に基づき、以下のとおり、第Ⅱ期南島原市総合計画後期基本計画（以下「第Ⅱ期後期計画」という。）を策定する。

**（１）第Ⅱ期後期計画策定の方向性**

ア　策定に向けた考え方

第Ⅱ期総合計画基本構想に掲げる将来像「住み続けたい　住んでみたいまち　みなみしまばら」の実現を図るため、第Ⅱ期後期計画は、以下の方向性に基づき策定する。

**① SDGｓの理念を踏まえた内容とする**

　→SDGｓの理念を踏まえる計画とすることで、目の前の課題解決だけの視点でまちづくりを進めるだけではなく、脱炭素・循環型社会の構築やコミュニティの維持といった持続可能でよりよい社会（住み続けたいまち）を実現するための施策にも注力できるようにする。

**② 総合戦略を内包する**

　→地域社会を維持するための人口を確保するため、若者が安心して住み、働くことができる雇用拡大策と、定住・移住促進策（住み続けたい・住んでみたいまちの実現に必要な政策）を両輪としたまちづくりに取り組むことを市の最上位計画に盛り込む。

　→総合戦略内包の方法

・該当する施策に「総合戦略」と記載する方法

・重点プロジェクトを総合戦略と扱う方法

・総合計画を総合戦略と扱う方法

の3案について、まち・ひと・しごと創生検討会議委員も参画する総合計画審議会等で協議することとする。

**③ 基本計画上の主要事業の記載廃止**

　→時代のニーズに応じて事務事業の改廃等を行うことが多々あるため、具体的な事務事業の名称を総合計画に記載することを廃止し、より大きな「施策」として取り組む方向性を記載するに留めることとする。

　→各課が所管する事務事業が基本計画上のどの施策に該当するかは、政策評価（事務事業評価）で整理を行う。

**④ 重点プロジェクトの先鋭化と柔軟化**

　→合併算定替えに伴う交付税の段階的縮減が終了し、合併特例債の発行可能額も残り少なくなった現在、市の施策のなかでも重点的に実施する取組に必要な財源が、従来と比較して格段に少なくなっている。今後5年間で重点的に取り組む施策を厳選・先鋭化するため、以下のとおりとする。

・プロジェクトの大まかな枠組みとしては以下の２点とする。

　1)人口減少対策　　　2)持続可能なまちづくり

・プロジェクト数は、多くて３つとする。

・今後５年間で重点的に実施するため、プロジェクト構成施策は予算上重点的な配分を行うと同時に、厳しい成果検証を行う。

→時代のニーズに応じてプロジェクト構成施策に変更を加えなければならないことが想定されるため、次のとおり柔軟性を持たせる。

・プロジェクトの記述内容は、基本計画と同様に具体的事業名等を記載せず、プロジェクトの枠組みに合致した基本計画上の施策のピックアップを原則とし（構成施策は、基本計画上にも分散して記述）、取り組む方向性の概要を文章として記載するに留める。

・プロジェクトを構成する具体的な事務事業はプロジェクトの方向性と合致した事務事業を毎年度財政課で選定する（所管課から提出する方法はとらない）こととする。

イ　計画期間

令和５～９年度（５年間）

**（２）第Ⅱ期後期計画と下位計画の考え方**

総合計画策定条例第３条の規定のとおりとする。

|  |
| --- |
| （総合計画策定条例【抜粋】）  第３条　総合計画は、市の最上位の計画と位置付ける。  ２　市長は、個別の行政分野における計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。 |

**２　庁内策定体制等**

**（１）庁議**

総合計画は、市の計画の最上位に位置する計画であることから、南島原市庁議要綱に規定する庁議（部局長会議）において、策定経過等の情報共有を図る。

**（２）プロジェクトチーム**

　　　　総合計画の策定にあたり、必要に応じ、課（室）長以下の職員で構成する庁内プロジェクトチームを設置し、総合計画策定に必要な協議・作業等を行うものとする。（SDGsの理念を取り入れ、持続可能なまちづくりや人口減少対策に資する施策検討のために、SDGsプロジェクトチームでの作業等を予定。）

**３ 総合計画審議会**

総合計画の策定にあたっては、南島原市総合計画審議会条例に規定する南島原市総合計画審議会に諮問する。南島原市総合計画審議会の概要については、以下のとおり。

|  |
| --- |
| （南島原市総合計画審議会条例【抜粋】）  第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、南島原市総合計画に関する必要な事項について調査審議する。  第３条　審議会は、委員22人以内をもって組織する。  ２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。  (１)　学識経験を有する者  (２)　公共的団体の役員又は職員  (３)　公募による者  (４)　前３号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者  第７条　審議会は、第２条の所掌事項を分掌させる必要があるときは、部会を置くことができる。  第８条　審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 |

**４　市民の意識・意見等の把握**

総合計画の策定にあたっては、住民ニーズを的確に把握し、施策に反映させていくことが重要であるため、市民アンケート調査及び市民意見募集（パブリック・コメント）を実施する。

**（１）市民アンケート調査の実施**

市政全般に関する市民の意識を把握し、施策を展開するための基礎資料とするため、次の基本事項をもとに市民アンケート調査を実施する。

1. 調査区域　・・・市内全域
2. 調査対象　・・・満18歳以上の市民
3. 調査人数　・・・４，０００人（対象者の約10％程度）
4. サンプル数・・・１，０００件（回収率２５％見込）※H29時２８％程度
5. 抽出方法　・・・住民基本台帳から等間隔無作為抽出（市で抽出）
6. 調査方法　・・・郵送による配布・回収（インターネット回答も可とする）
7. 調査時期　・・・令和４年７月（配布から回収まで３週間を予定）
8. 調査内容　・・・審議会等との意見交換のうえ別に定める

**（２）市民意見募集（パブリック・コメント）**

総合計画の策定にあたり、基本的な施策の情報を積極的に提供することにより、市民等への説明責任を果たすとともに、市民等の市政への参画を促進し、公正で透明な一層開かれた市政の推進を図るため、市民意見募集（パブリック・コメント）を実施する。

**５　各部署調書作成・ヒアリング実施**

総合計画は、市の計画の最上位に位置する計画であり、各部署が実施する各種施策を総合的に取りまとめるものであることから、各部署は、総合計画策定担当課（財政課）の求めに応じ、策定に必要な調書の作成、資料提供の他、当該内容等についての説明（ヒアリング対応）を行うものとする。

**６　議会（全員協議会）**

総合計画の基本構想を策定又は変更するときは議会の議決を要する（南島原市総合計画策定条例第６条）が、今回は基本構想の変更を想定していない。ただし、今後５年間における市の基本的な取組を後期計画として策定することから、議会全員協議会において、基本計画概要等を説明することとする。

**７****総合計画策定支援業務委託**

　　第Ⅱ期後期計画の策定にあたっては、各種基礎資料の収集・分析や住民意識の把握・分析、個別計画との整合、総合計画審議会の運営、将来を見据えた施策や事業の選択など、幅広い分野にわたるバランスのとれた業務の遂行が求められることから、専門的な知識と経験を有するコンサルタントを活用する。

　　委託する内容は、以下のとおりとする。

ア　市民意向調査

　・調査の企画設計：平成29年1月～2月に実施した現行計画における市民　　意向調査の５年経過後の意識調査とし、総合計画審議会の意見を聴取のうえ別に定める。

　・調査票、依頼状、発送用封筒、返送用封筒の製作：対象者抽出作業は市

　・封入・発送作業：往復送料は業者負担

　・調査票集計・データ入力作業・自由回答の整理

　・調査結果の分析

　・調査結果報告書の作成

イ　第Ⅱ期後期計画の企画設計

　・計画構成の整理

　・重点プロジェクトの整理

・将来人口推計及び人口ビジョンの改定

ウ　市の概況整理

エ　現行計画の検証・評価と課題整理

オ　総合計画審議会運営支援：会議資料作成、オブザーバー参画

カ　総合計画案の調整

　　キ　総合計画書の印刷・製本

**８ 第Ⅱ期後期計画策定の事務スケジュール**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 令和３年度 | | 令和４年度 | | | | | | | | | | | |
| ２月 | ３月 | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 |
| 事務 | 計画策定方針の検討 | | 策定方針決定 |  | 審議会資料等作成 |  | 審議会資料等作成 |  | 審議会資料等作成 | 審議会資料等作成 |  |  | 審議会答申案の編纂 |  |
| 内部会議  議会対応 |  |  | 部局長会議(方針説明) |  |  |  |  |  |  |  | 議会全員協議会説明 |  | 部局長会議(概要説明) |  |
| 審 議 会 |  | 委員公募等準備 |  | 委員公募 |  | 第1回  審議会 |  | 第2回  審議会 |  | 第3回  審議会 | 第４回  審議会 |  | 第５回  審議会・答申 |  |
| 委員選考  ・決定 | 委嘱状  交 付 |  | 部会（必要に応じ） | | |  |
| 計画策定 |  |  |  |  | 基礎資料収集  ・環境分析 | | 将来人口推計 | 計画との整合・調整 | | |  | パブリック・コメント | 最終調整・策定・決裁 | 印刷・製本 |
|  |  |  |  | 指標実績集計 | 前期計画の点検  ・評価 | | 後期計画目標・指標検討 | | |  |
|  |  |  |  | 計画構成検討 | | 施策内容検討 | | 次期計画(案)作成 | | |
|  |  |  | 職員ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾁｰﾑによる  重点プロジェクト方向性検討 | | | 重点ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ検討  総合計画SDGｓ関連付け | | |  |  |
| 市民意向調査 |  |  |  |  | 調査企画設計 | 市民意向調査の  実施 | 集計・結果分析 | | 報告書  作成 |  |  |  |  |  |
| コンサル委託 | 仕様書等検討 | | 業者選定・プロポーザル実施 | |  |  |  |  | 履行状況報告 |  |  |  |  | 業務完了報告 |
|  | 業務委託契約 |  | 定期打合せ |  | 定期打合せ |  | 定期打合せ |  |  | 定期打合せ | 最終打合せ |

※　本スケジュールは、本市において基本的に取り組むべき事項等を整理して編成したものであるが、今後の進捗状況等を勘案のうえ、必要に応じ、随時変更する。